

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成26年10月
大江町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	5
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	5
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項	18
第7 その他	23
別紙1 (第5の1 (1) ⑥関係)	24
別紙2 (第5の1 (2) 関係)	25
別紙3 主要な営農類型	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本町農業の現状と課題

本町は、山形県の中央部、村山平野の西部に位置し、朝日山系に源を発し、最上川に注ぐ延長24.2kmの一級河川月布川沿いに、東西24km、南北16kmと細長く伸びた地形となっており、西方は、朝日連峰大朝日岳(1,870m)小朝日岳(1,648m)鳥原山(1,430m)等の高山群に囲まれ、起伏の激しい山岳地帯をなし、東に向かうにしたがって標高が下がり、集落が散在し、田、畑、樹園地等の耕地がひらけている。また、総面積の4分の3が国有林を含む林地で占められている。

こうしたなかで、本町の農業は、果樹・稲作を基幹作物としながら、野菜、畑作物、花き、畜産等を取り入れた複合経営が、主体となっている。経営耕地面積は、655haで町の総面積の約4.3%を占め、1戸当たりの平均耕地面積は、1.02haで、1ha未満の小規模農家が全体の58.6%と半数以上を占めている状況にある。(資料:H22農林業センサス)

農業算出額(平成18年)は、23億4,000万円となっており、本町の産業経済に大きな影響を及ぼすところとなっている。基幹作物の算出額では、果実が10億8,000万円(46.2%)、米が4億7,000万円(20.1%)となっており、りんご、ラ・フランス、とうとう等を中心とした「くだもの里」として産地を形成している。(資料:H18山形県農林水産統計年報)

農業は、農産物生産による所得及び就労機会の確保という経済効果をはじめ、国土保全、自然環境の維持増進にも大きく寄与しているが、本町においては、りんご、ラ・フランス、とうとう等の農産物を全国に誇り得る地域資源として捉え、まちづくりの一翼を担う産業として積極的に振興を図って行く必要がある。

そのため、高収益性作物の導入及び施設化を一層促進するとともに、土地利用型農業あるいは集約型の規模拡大に向けた条件整備の促進と、担い手農家の確保を図りながら、行政、関係機関等が一体となって農業の振興に取り組むことが必要である。

また、農業者の高齢化による担い手不足とそれに伴う地域農業の将来のあり方に関する問題の顕在化が予想されることから、集落の将来の姿を見据えた話し合いを通じて、今後とも農業を主体的に担っていく者と自給的農業に転換する者、農地の利用管理を全面的に委ねる者等の間での役割分担を明確化し、集落としての営農の展開方向を明確にし、地域複合としての農業集落形成を目指して行くことが不可欠となっている。

なお、農業生産の展開にあたっては、優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に基づき、農業農村としての魅力ある農地の保全を図るとともに、自然にやさしい環境保全型農業についても重要な課題として捉え、積極的に推進しなければならない。

2. 本町の農業構造

本町の農業構造については、昭和40年代後半以降、米をはじめとする農産物の過剰基調と価格の低迷による農業収入の伸び悩みや農産物輸入自由化等、農業情勢および我が国農業構造の変化を背景に、農家数の減少と兼業化が進行し、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したもの、近年、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化してきている。

反面、多くの農家の所得が減少しているなかで、専業農家および規模拡大志向農家等を中心に、野菜、山菜等の高収益性作物の導入や規模拡大による所得の増大がはかられている農家もうかがえる。

こうした中で、農地の資産的保有傾向は根強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年、農業就業者の高齢化の進行と新規就農者の減少により、農地の流動化が進んでいる。そこで、各地域における将来の農業を見とおした自発的な話し合いによる「人・農地プラン」の作成・見直しを通じて、今後とも農地の出し手と受け手が互いの役割分担を明確化し、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成・確保等を図る。

一方、山間部等の条件不利地においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、引き続き遊休農地の発生防止と解消に向けて農業委員会、農用地利用改善組合等と町が緊密に連携して取組む。

3. 農業経営の指標

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、現在の農業経営における優良事例を踏まえ、本町の自然環境に適合した作物、品種構成等を選択し、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（専業的農業従事者1人当たり400万円程度）と、年間労働時間（専業的農業従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。

今後は、農業就業者の著しい高齢化などによる離農農地が増加していくことが想定され、農業者の自発的な話し合いを通じて効率的な農業経営を構築するため、「人・農地プラン」の作成・見直しを積極的に推進し、継続的な農業者の合意形成活動に対して支援していく必要がある。

4. 施策の展開

本町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関する団体が、地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

また、農業協同組合、村山総合支庁産業経済部西村山農業技術普及課（以下「県農業技術普及課」）等が十分なる相互の連携のもとで濃密な指導をおこなうため、本町を含む西村山郡内の1市4町の関係機関で構成する地域担い手育成総合支援協議会（広域農業活性化センター）を設置し、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを支援する。

さらに、以下の方針のもと町、農業協同組合、県農業技術普及課等による指導体制により望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、上記の指導体制が主体となって営農診断・営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農

業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

(1) 稲作を中心とする土地利用型農業については、集落における話し合いのもと、集落内での担い手を育成し、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握のもとに両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、町内6地区において設立された農用地利用改善組合による話し合いと合意形成により、出来る限り集団化・連担化した条件で意欲ある担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

また、農用地利用改善組合での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう組合の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、取り組みへの指導、助言を行う。

さらに、低コスト、省力化を推進するため直播栽培等の技術普及やミニライスセンターの整備による生産体制の強化に努める。

(2) 果樹については、外国産果実の輸入拡大や、国内の産地間競争に対処し得る足腰の強い産地とするため、消費者嗜好、需要の動向を見極めながら、植栽樹種の改善、優良品種への転換を図るとともに、施設化等による品質の向上を促し、銘柄産地として揺るぎない長期出荷体制の確立に向けた支援を行う。

さらに、機械化の推進、作業の共同化や労働力調整システムの整備による省力化体系の確立、土地基盤整備や近代化施設等の導入により、生産性の向上を図る。

また、農産物を媒体とした生活クラブ生協との交流（都市と農村の交流）を拡大、農家経済の安定と地域活性化のための取り組みを行う。

(3) 野菜については、複合経営の一翼を担う部門となるよう、生産販売を主眼とした取り組みが必要である。このため、農家が一体となり振興作物の生産拡大、優良品種の新規導入・栽培技術の確率を図り、転作水田の活用、機械化の推進や施設化による安定生産・品質の向上（所得の安定確保）に努める。

また、山菜、菌茸等については、栽培に適した条件にあることから、今後とも計画的かつ安定生産ができるよう支援を行う。

(4) 花きについては、啓翁桜を重点作物に産地形成を図り、優良系統、栽培技術の徹底による品質の向上と高収益農業の確立に努める。

(5) 畜産については、飼料自給率の向上と生産コストの低減や品質の向上を図りながら、生産性の高い健全な畜産経営の育成に努める。

また、耕種農家等との連携を強化し地力増進と環境保全のため、家畜ふん尿の土地利用還元を進め、環境保全型農業を推進する。

(6) 本町は、従来より都市部生活クラブ生協との交流を培ってきており、りんご、ラ・フランスおよび農産加工品を中心に年間2億4,889万円(平成24年度)の農産物等の販売実績をあげている状況にある。

今後も、町と農業協同組合等との役割分担を明確にしながら、生協等との交流拡大による農家経済の安定と地域の活性化を促進するため、大山自然公園、柳川温泉健康増進交流センター等の交流拠点施設を活用した人的交流の拡大を図り、グリーンツーリズムをめざした取り組みを行っていく。

(7) 農村は、相互扶助的結び付きによりこれまで維持されて來たが、混住化社会の進展に伴い、地域連帶の低下が見られるなど、地域づくりへの影響も出てきている。

こうした状況から専業志向農家と第1・2種兼業農家との役割分担を図りながら、調和のとれた農業・農村社会を構築するため、集落内の話し合いを通じ、共存意識を高めるものとする。

5. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保

本町は、農業の持続的な発展に向け、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図るものとし、就農段階に応じたきめの細かい支援策を推進する。

農業経営における労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準の実現を目標とする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、3で定める年間総労働時間(専業的農業従事者1人当たり概ね1,900時間)、及び農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として3で定める農業所得(専業的農業従事者1人当たり概ね400万円)の5割以上を目標とする。

6. 支援体制の確立

法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者への集積はもちろんのこと、他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、町及び農業委員会が主体となり、関係機関、関係団体との連携のもと、制度の積極的活用を図る。更に、地域の面的な広がりを対象とする事業の実施に際しては、当該実施地区において経営を開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等においては、経営体育成の観点から十分な検討を行う。

また、町は農業委員会、農業協同組合の担当職員で構成する指導体制を構築し、認定農業者又

は今後認定を受けようとする農業者、新規就農者及び生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を県農業技術普及課の指導を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

そして、人・農地プランの作成・見直しを通じ、町農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成確保等を図ることにより、本町農業の健全な発展を図るものとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと別紙3のとおりである。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、第2の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、第1の5に示したような目標（年間総労働時間（専業的農業従事者1人当たり概ね1,900時間）、年間農業所得（専業的農業従事者1人当たりの概ね400万円）の5割以上）の達成が可能となるよう、地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ設定している。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積

及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における 農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
90%	

○効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標

生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るために、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要である。

このため、関係機関の連携と役割分担による農用地の利用調整機能の充実・強化を図り、農地中間管理事業をはじめ、利用権設定等促進事業及び農地利用集積円滑化事業等による農用地の面的集積を促進するものとする。

- (注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農等）の利用集積面積（所有面積、借入面積及び水稻においては耕起、代かき、田植え、収穫・脱穀の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹産業を受託している面積の合計面積をいう。以下「利用集積面積」という。）の割合の目標である。
2. 目標年次はおおむね10年後とする。

2. 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、地域担い手育成総合支援協議会（広域農業活性化センター）を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市町村は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、地域担い手育成総合支援協議会（広域農業活性化センター）の下に利用集積の対象者を構成員とする下部組織（「担い手支援チーム会議」）を設ける。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、山形県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業

⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、本町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善組合の活動を活発化する。

このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。更に、農用地利用改善組合に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善組合が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）

第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壯年の農業従事者（農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又は他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかか

わらず、その者は、おむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業若しくは法第7条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構、同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後ににおいて備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の8第1項第2号の事業を併せて行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存

期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分又は株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるとときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善組合及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業

の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ 本町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善組合、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件、その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法、その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを本町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者的一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本町の掲示板へ掲示することその他所定の手段により公告する。
- ④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 本町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。本町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は公益財団法人やまがた農業支援センターに連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 本町は、町全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農用地利用集積円滑化団体（さがえ西村山農業協同組合等）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同団体（同農業協同組合等）が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 本町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係団体は、農用地等の所有者の委任を受けてその者を代理して行う権利調整等の農地利用集積円滑化事業を促進するため、農用地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする

ものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定を

する。

ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善組合の勧奨等

① (5) の②の認定を受けた団体又は組合（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人やまがた農業支援センター）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の促進に関する事項

第1の5で示す新たな農業経営を営もうとする青年等の育成・確保のため、次のとおり積極的な取組みを進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組み

ア 就農意欲の醸成に向けた取組み

就農希望者に対し、本町の魅力を積極的に伝えていくため、様々な機会を活用してPR活動を行うとともに、ホームページ等による情報発信を行い、また、農業体験の活用等により、就農意欲を醸成していく。

イ 就農希望者に対する情報提供及び技術習得のための支援

関係機関と連携し、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供及び就農希望者と研修先との丁寧なマッチングなどを行う。

ウ 地域ごとに推進する取組みへの支援

地域の農業者、大江町地域農業再生協議会等と連携して地域の創意工夫を活かし、産地化を含めた地域農業の活性化に向け、新規就農者を育てる取組みを支援することにより、地域農業の将来の担い手確保を支援していく。

エ 関係機関の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については山形県青年農業者等育成センター、就農後のフォローアップについては、県農業技術普及課、農業協同組合及び技術力・経営力に優れた認定農業者や指導農業士、青年農業士等、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構を中心として行うなど、各組織が役割を分担し、連携しながら各種取組みを進める。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

人・農地プランに地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の青年就農給付金、青年等就農資金の積極的な活用、関係機関と連携した重点的かつ定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会を提供する。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組み

ア 青年等就農計画制度の普及

本町は、将来、効率的かつ安定的な農業経営へと発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の活用を推進する。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、農業委員会、農業協同組合、県農業技術普及課等の関係機関と連携して、必要に応じて生産技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成出来るよう計画的に誘導する。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要な他の関連施策との連携

本町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産基盤整備の促進を通じて水田の大区画化を進める場合、農業近代化施設の導入も併せて推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図って行くうえでの条件整備を図る。

イ 大江町地域農業再生協議会水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図る。また、転作を契機とし地域の土地利用を見直し、農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、県農業技術普及課、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善組合、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域担い手育成総合支援協議会（広域農業活性化センター）のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1. 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本町においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手との確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2. 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 本町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた本町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 本町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、本町の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないよう、本町が町全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3. その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、山形県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

（2）農地中間管理機構が行う農地中間管理機構との連携の考え方

- ① 本町は、町全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体（さがえ西村山農業協同組合等）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同団体（同農業協同組合等）が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 本町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。なお、農地利用集積円滑化団体が農地所有者代理事業を行う場合には、農地中間管理機構への農地の貸付けを最優先に事業を行うよう配慮する。

（3）農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第 4 条第 3 項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2 に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第 12 条の 10 に基づき、本町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本町から承認を得るものとする。

- ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
- ア 基本構想に適合するものであること。
- イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
- (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあつたときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
- (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
- (エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- (オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、山形県農業会議、本町農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
- (カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適當な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
- (キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供する土地とすることが適當な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 本町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 本町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の掲示板への掲示により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 本町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 本町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地

利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

- ③ 本町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(3)の①の規定による承認を取消すことができる。
- ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなつたとき。
- イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 本町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を本町の掲示板への掲示により公告する。

(5) 本町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 本町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 本町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、本町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(3)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 本町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 本町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の掲示板への掲示により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7の第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聞くものとする。
- ② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聞くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、県農業技術普及課、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、県農業技術普及課等の関係機関及び関係団体と連携して、

農用地等の所有者、経営体に対し、農利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 20 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 22 年 6 月 7 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 26 年 2 月 20 日から施行する。

附則

この基本構想は、平成 26 年 10 月 14 日から施行する。

別紙1（第5の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第1条の6第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合。

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行う者に限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を有効的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6、第8号若しくは第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当ないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができます。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき大江町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③と同じ。	I の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①と同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③と同じ。この場合においてI の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④と同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないとときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

別紙3 大江町における主要営農類型

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
No. 1 水稻+果樹	水稻 りんご 早生種 中生種 晩生種 もも (経営面積) 4.2ha	〈主な資本装備〉 トラクター 1台 草刈機 1台 高所作業台車 1台 スピードスプレヤー 1台 田植機 1／3台 コンバイン 1／3台 〈その他〉 ・減農薬、減化学肥料による安全・安心な作物の生産に努める。 ・果樹については、収益性の高い優良品種の導入を図る。 ・機械の共同利用を進める。	・青色申告の実施 ・複式簿記実施により経営と家計の分離を図る。	・休日の確保 ・農繁期等には臨時雇用者を確保する。 ・集落営農組織の主たる従事者
No. 2 水稻+果樹+山菜	水稻 ラ・フランス 桜桃（雨よけ） たらの芽 (経営面積) 4.1ha	〈主な資本装備〉 トラクター 1台 草刈機 1台 スピードスプレヤー 1台 田植機 1／3台 コンバイン 1／3台 ハウス・たらの芽促成ベット 1式 〈その他〉 ・減農薬、減化学肥料による安全・安心な作物の生産に努める。 ・収益性の高い桜桃の生産拡大を図る。 ・たらの芽は良質な穂木を確保保し、株養成を適切に行う。 ・機械の共同利用を進める。	・青色申告の実施 ・複式簿記実施により経営と家計の分離を図る。	・休日の確保 ・農繁期等には臨時雇用者を確保する。 ・集落営農組織の主たる従事者

No. 3	〈作付面積等〉	〈主な資本設備〉	・青色申告の実施 ・複式簿記実施により経営と家計の分離を図る。	・休日の確保 ・農繁期等には臨時雇用者を確保する。 ・集落営農組織の主たる従事者
	水稻 + 水稻 2.8ha 野菜 + 茄子（くろべえ）0.3ha 山菜 たらの芽 0.7ha 〈経営面積〉 3.8ha	トラクター 1台 田植機 1／3台 コンバイン 1／3台 ハウス・たらの芽促成ベット 1式		
No. 4	〈作付面積等〉 果樹 りんご 中生種 0.2ha (りんご) 晩生種 0.6ha +ぶどう ぶどう（デラ雨よけ） 0.3ha +桜桃 桜桃（雨よけ） 0.2ha 桜桃（加温） 0.3ha 〈経営面積〉 1.6ha	〈資本設備〉 スピードスプレヤー 1台 高所作業台車 1台 草刈機 1台 雨よけハウス 0.5ha 加温ハウス 0.3ha 〈その他〉 ・桜桃の生産拡大、加温ハウスの導入により収益増を図る。 ・早期摘果、適正着果による高品質果実の生産を図る。	・青色申告の実施 ・複式簿記実施により経営と家計の分離を図る。	・休日の確保 ・農繁期等には臨時雇用者を確保する。
No. 5	〈作付面積等〉 果樹 りんご 早生種 0.3ha (りんご) 中生種 0.4ha +西洋梨 晩生種 0.7ha +桜桃 ラ・フランス 0.3ha +もも) 桜桃（雨よけ） 0.2ha もも 0.2ha 〈経営面積〉 2.1ha	〈資本設備〉 スピードスプレヤー 1台 草刈機 1台 トラック 1台 高所作業台車 1台 〈その他〉 ・優良な品種の組合せ、早期摘果、適正着果による高品質果実の生産を図る。	・青色申告の実施 ・複式簿記実施により経営と家計の分離を図る。	・休日の確保 ・農繁期等には臨時雇用者を確保する。

No. 6	〈作付面積等〉 果樹 + 野菜	ラ・フランス 0.5ha 櫻桃（雨よけ） 0.2ha もも 0.2ha トマト 0.1ha アスパラ 0.4ha 〈経営面積〉 1.4ha	〈資本装備〉 スピードスプレヤー 1台 草刈機 1台 ハウス等設備 1式 〈その他〉 ・小規模水田経営から施設園芸作物へ転換し、収益増を図る。 ・果樹の優良品種への転換を図る。	・青色申告の実施 ・複式簿記実施により経営と家計の分離を図る。	・休日の確保 ・農繁期等には臨時雇用者を確保する。
No. 7	〈作付面積等〉 果樹 + 野菜 + 花き	りんご 早生種 0.2ha 中生種 0.2ha 晩生種 0.3ha ラ・フランス 0.5ha 茄子（くろべえ） 0.2ha 啓翁桜 0.8ha 〈経営面積〉 2.2ha	〈資本装備〉 スピードスプレヤー 1台 高所作業台車 1台 草刈機 1台 トラック 1台 ハウス等設備 1式 〈その他〉 ・小規模水田経営から啓翁桜、くろべえなすの栽培へ転換し、収益の安定を図る。 ・果樹の優良品種への転換を図る。	・青色申告の実施 ・複式簿記実施により経営と家計の分離を図る。	・休日の確保 ・農繁期等には臨時雇用者を確保する。
No. 8	〈作付面積等〉 果樹 + 野菜 + 山菜	りんご 早生種 0.2ha 中生種 0.4ha 晩生種 0.9ha 茄子（くろべえ） 0.3ha たらの芽 0.2ha 〈経営面積〉 2.0ha	〈資本装備〉 スピードスプレヤー 1台 高所作業台車 1台 草刈機 1台 トラック 1台 ハウス・たらの芽促成ベット 1式 〈その他〉 ・優良な品種の組合せ、早期摘果、適正着果による高品質果実の生産を図る。 ・たらの芽は良質な穂木を確保し株養成を適切に行う。	・青色申告の実施 ・複式簿記実施により経営と家計の分離を図る。	・休日の確保 ・農繁期等には臨時雇用者を確保する。

No. 9 水稻 + 野菜 + きのこ + 山菜	〈作付面積等〉		〈主な資本装備〉		<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の実施 ・複式簿記実施により経営と家計の分離を図る ・休日の確保
	水稻	1.0ha	トラクター	1台	
	にんにく	0.3ha	トラック	1台	
	こぶし芋	0.2ha	田植機	1／3台	
	原木しいたけ	0.1ha	コンバイン	1／3台	
	わらび	0.3ha	しいたけハウス	60坪×2棟	
	〈経営面積〉		〈その他〉		
		1.9ha		<ul style="list-style-type: none"> ・にんにく、山菜など山間地でも収益の上がる作型を確立する。 ・水稻に係る機械の共同利用を進める。 	

[組織経営体] < 基幹労働力 5人 >

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方 法	農業従事の 態様等
No. 1 水稻+作業受託+きのこ+花き	〈作付面積等〉 水稻 10.0ha 作業受託 耕起・代かき 20.0ha 田植え 20.0ha 刈取り 20.0ha 乾燥・調整 20.0ha 原木しいたけ 0.5ha 啓翁桜 2.0ha 〈経営面積〉 32.5ha	〈資本装備〉 トラクター 2台 田植機 2台 コンバイン 2台 トランク 2台 しいたけハウス 60坪×4棟 ガラス温室・暖房機 1式 〈その他〉 ・減農薬、減化学肥料による安全・安心な作物の生産に努める。 ・水稻栽培は省力化対策として直播き栽培の導入を図る。 ・集落内の余剰労働力を活用して花き、しいたけの生産を行い収益の確保を図る。		

大江町における主要営農類型の明細

(H19.3 作成)

[個別経営体]

	営農類型	主な振興作物別規模	収量 : kg、本／10a、単価 : 円／kg、本	目標とする農業所得 (H18作成)
1	水 稲 果樹 (りんご) (も も)	水 稲 300 a りんご(早生) 20 a (中生) 20 a (晩生) 40 a も も 40 a	水 稲 300a×570kg×250円×31.2% = 1,334千円 早生種 20a×3,000kg×230円×33.0% = 455千円 中生種 20a×3,200kg×230円×35.1% = 517千円 晩生種 40a×3,200kg×230円×35.1% = 1,033千円 も も 40a×3,200kg×320円×58.0% = 2,376千円	
計	2,926時間	420 a		5,715千円
2	水 稲 果樹 (西洋梨) (桜 桃) 山 菜	水 稲 290 a ラ・フランス 30 a 桜桃(雨よけ) 40 a たらの芽 50 a	水 稲 290a×570kg×250円×31.2% = 1,289千円 ラ フ 30a×2,500kg×280円×37.0% = 777千円 桜 桃 40a×600kg×1,800円×43.0% = 1,858千円 たらの芽 50a×150kg×4,400円×58.0% = 1,914千円	
計	3,448時間	410 a		5,838千円
3	水 稲 野 菜 山 菜	水 稲 280 a 茄子 30 a たらの芽 70 a	水 稲 280a×570kg×250円×31.2% = 1,245千円 茄 子 30a×4,500kg×250円×55.6% = 1,876千円 たらの芽 70a×150kg×4,400円×58.0% = 2,680千円	
計	4,619時間	380 a		5,801千円
4	果樹 (りんご) (ぶどう) (桜 桃)	りんご(中生) (晩生) 20 a デラウェア 30 a 桜桃(雨よけ) 20 a 桜桃(加温) 30 a	中生種 20a×3,200kg×230円×35.1% = 517千円 晩生種 60a×3,200kg×230円×35.1% = 1,550千円 デ ラ 30a×1,200kg×550円×50.9% = 1,008千円 雨よけ 20a×600kg×1,800円×43.0% = 929千円 加 温 30a×500kg×6,000円×51.0% = 4,590千円	
計	4,270時間	160 a		8,594千円
5	果樹 (りんご) (西洋梨) (桜 桃) (も も) 野 菜	りんご(早生) (中生) 30 a (晩生) 40 a ラ・フランス 30 a 桜桃(雨よけ) 70 a も も 20 a	早生種 30a×3,000kg×230円×33.0% = 683千円 中生種 40a×3,200kg×230円×35.1% = 1,033千円 晩生種 70a×3,200kg×230円×35.1% = 1,809千円 ラ フ 30a×2,500kg×280円×37.0% = 777千円 桜 桃 20a×600kg×1,800円×43.0% = 929千円 も も 20a×3,200kg×320円×58.0% = 1,188千円	
計	4,189時間	210 a		6,419千円
6	果樹 (西洋梨) (桜 桃) (も も) 野 菜	ラ・フランス 50 a 桜桃(雨よけ) 20 a も も 20 a トマト 10 a アスパラ 40 a	ラ フ 50a×2,500kg×280円×37.0% = 1,295千円 桜 桃 20a×600kg×1,800円×43.0% = 929千円 も も 20a×3,200kg×320円×58.0% = 1,188千円 トマト 10a×10,000kg×200円×37.0% = 740千円 アスパラ 40a×320kg×1,500円×59.6% = 1,144千円	
計	3,939時間	140 a		5,296千円
7	果樹 (りんご) (西洋梨) 野 菜 花 き	りんご(早生) (中生) 20 a (晩生) 20 a ラ・フランス 30 a 茄 子 50 a 啓翁桜 80 a	早生種 20a×3,000kg×230円×33.0% = 455千円 中生種 20a×3,200kg×230円×35.1% = 517千円 晩生種 30a×3,200kg×230円×35.1% = 775千円 ラ フ 50a×2,500kg×280円×37.0% = 1,295千円 茄 子 20a×4,500kg×250円×55.6% = 1,251千円 啓翁桜 80a×3,000本×110円×37.0% = 977千円	
計	4,897時間	220 a		5,270千円

8	果樹 野山 （りんご） 菜 （菜）	りんご(早生) (中生) (晩生) a 茄子 たらの芽	20 a	早生種	$20a \times 3,000\text{kg} \times 230\text{円} \times 33.0\% = 455\text{千円}$
			40 a	中生種	$40a \times 3,200\text{kg} \times 230\text{円} \times 35.1\% = 1,033\text{千円}$
			90	晩生種	$90a \times 3,200\text{kg} \times 230\text{円} \times 35.1\% = 2,325\text{千円}$
			30 a	茄子	$30a \times 4,500\text{kg} \times 250\text{円} \times 55.6\% = 1,877\text{千円}$
			20 a	たらの芽	$20a \times 150\text{kg} \times 4,400\text{円} \times 58.0\% = 766\text{千円}$
計	5,958時間		200 a		6,456千円
9	水野 （の） 山 稻 （菜）	水稻 にんにく こぶし芋 原木しいたけ わらび	100 a	水稻	$100a \times 570\text{kg} \times 250\text{円} \times 31.2\% = 445\text{千円}$
			30 a	にんにく	$30a \times 1,250\text{kg} \times 600\text{円} \times 50.0\% = 1,125\text{千円}$
			20 a	こぶし芋	$20a \times 1,000\text{kg} \times 500\text{円} \times 43.5\% = 435\text{千円}$
			10 a	しいたけ	$10a \times 8,150\text{kg} \times 1,140\text{円} \times 27.0\% = 2,508\text{千円}$
			30 a	わらび	$30a \times 550\text{kg} \times 450\text{円} \times 70.0\% = 520\text{千円}$
計	4,146時間		190 a		5,033千円

◆所得算定基礎資料◆

《収量／10a、単価／1kg・1本》

作物名	収量 kg・本	単価 円	労働時間 時間	経営費 円	所得 円	備考 (所得率)
水稻	570kg	250	26	98,040	44,460	(31.2%)
大豆(タチユタカ)	300kg	253	13	50,853	25,047	(33.0%)
りんご(早生)	3,000kg	230	182	462,000	228,000	(33.0%)
りんご(中生)	3,200kg	230	191	478,000	258,000	(35.1%)
りんご(晩生)	3,200kg	230	206	477,360	258,640	(35.1%)
ぶどう(デラ・雨よけハウス)	1,200kg	550	232	324,000	336,000	(50.9%)
西洋なし(ラ・フランス)	2,500kg	280	173	441,000	259,000	(37.0%)
とうとう(雨よけハウス)	600kg	1,800	315	615,600	464,400	(43.0%)
とうとう(加温ハウス)	500kg	6,000	442	1,470,000	1,530,000	(51.0%)
もも	3,200kg	320	144	430,080	593,920	(58.0%)
プラム	2,200kg	300	163	498,670	161,330	(24.4%)
トマト(ハウス)	10,000kg	200	736	1,260,000	740,000	(37.0%)
アスパラガス	320kg	1,500	355	193,454	286,546	(59.6%)
茄子(くろべえなす)	4,500kg	250	870	500,000	625,000	(55.6%)
枝豆	500kg	500	118	150,000	100,000	(40.0%)
すいか(トンネル)	6,000kg	130	317	453,487	326,513	(41.9%)
かぼちゃ	1,500kg	130	147	126,880	68,120	(34.9%)
こぶし芋	1,000kg	500	126	282,500	217,500	(43.5%)
にんにく	1,250kg	600	228	375,000	375,000	(50.0%)
たらの芽(促成)	150kg	4,400	183	277,200	382,800	(58.0%)
わらび	550kg	450	75	74,250	173,250	(70.0%)
原木しいたけ	8,150kg	1,140	2,725	6,782,430	2,508,570	(27.0%)
花木(啓翁桜)	3,000本	110	116	207,900	122,100	(37.0%)
酪農《収量、単価：1頭あたり》	8,000ヶ月	86	73	543,520	144,480	(21.0%)
作業受託						
耕起・基肥・代かき	1	19,500	3.2	10,350	9,150	(46.9%)
育苗田植	1	26,000	7.1	20,107	5,893	(22.7%)
刈取り	1	22,000	4.3	12,726	9,274	(42.2%)
乾燥・調整	655	30	1.6	14,438	5,212	(26.5%)

さがえ西村山農業協同組合「第4次広域営農生活振興計画書」及び大江営農生活センターより